

浜松市議会行財政改革・大都市制度調査特別委員会会議録（抜粋）

開催日時

令和3年12月7日（火）午後1時30分開議

開催場所

第1委員会室

会議に付した案件

- 1 行政区再編協議
 - (1) 区割り案の内定について
 - (2) 継続協議となっている課題について
 - (3) パブリックコメント（素案）について
 - (4) 内定案説明及び意見聴取の日程等について

13:30

◎市長登壇

○高林修委員長 協議に入ります前に、本日は鈴木市長にお越しいただいており、発言を求められておりますので、これを許します。鈴木市長は前の席へ御移動ください。

〔市長、一列目へ移動〕

○鈴木康友市長 それでは、お許しをいただきまして、一言御挨拶をさせていただきます。

さきの11月25日のこの特別委員会におきまして、区の再編に関わる区の数と線引きが結論づけられたということで、これは本当に大きな前進であったというふうに思っております。

これまで精力的に御議論いただきました、高林委員長はじめ特別委員会の委員の皆様の御尽力に心から厚く御礼を申し上げたいというふうに思っております。

常々申し上げておりますけれども、この区の再編につきましては、人口減少など、これから大きく激変する社会の変化に対応して、できるだけ市の裁量で設置できる組織を中心に、柔軟で効率的な組織体、運営体制を築いていくというのが狙いでございます。未来へ向けての組織体制づくりということでございます。

地方自治法第252条の20にこの区制について定めがあるわけですが、そこには区制をしくことと、主たる事務所としての区役所の設置、これだけが規定をされておまして、同条20の2では、その区分けの範囲、あるいは名称、区役所の位置、区役所が分掌する事務など、全て条例で定めるということになっております。つまり、今も全て市が条例で定めているということでございますので、それであれば、自治法で規定されている区役所でなくても、市が条例で設置できる組織を軸に、十分市民の皆様に行行政サービスを提供できる体制は築いていけるというふうに考えております。

そうなりますと、これからいよいよ区役所とか、あるいは（仮称）行政センター、協働センター、こうした組織の中身の議論が始まるわけでございまして、ここが非常に重要だというふうに思っております。

再来年の2月に予定をされております条例の議決に向けまして、私たちも全力で取り組んでまいりた

いと思います。引き続き議会の皆様と二人三脚でしっかりと対応してまいりますので、どうぞ引き続きよろしくお願い申し上げます。一言、御挨拶とさせていただきます。誠にありがとうございました。

○高林修委員長 今日市長から御発言を求められていましたので、私のほうも一応メッセージを用意してまいりました。

本日は本当にありがとうございます。昨年の9月28日以降、行政当局の皆さんと私ども市議会委員会は、二人三脚で行政区再編に向けて協議をしてまいり、11月25日には新3区案を委員会として提案することができました。

本日は区割り案を協議する運びになりました。しかしながら、先ほど市長からも御発言ありましたが、区割り案が内定しても、これはゴールではありません。来年5月の区割り案決定、それから令和5年2月の条例議決まで、多くの課題を乗り越えなくてははいけません。そして、市民の皆様にとってよりよい行政組織体制を築き、持続可能な自治体の基礎づくりが必要だというふうに思います。

市長からは感謝の言葉をいただきましたが、市民の皆様にも我々が結論づけた行政区再編がいつか認められるよう、これからも二人三脚で知恵を出し合っていきたいというふうに思います。

市長、よろしくお願いします。

ありがとうございました。

それでは、鈴木市長は公務のため、ここで御退席となりますので、当局は席の御移動をお願いいたします。

[市長退席]

13:36

行政区再編協議

◎結論

区割り案については一部修正することで内定することとし、継続協議となっている課題のうち、区政担当副市長の配置に関しては、会派に持ち帰り検討することとなりました。

また、パブリックコメント（素案）のうち、意見募集期間等に関しては、広報誌への掲載都合もあることから了承することとしました。

さらに、内定案説明及び意見聴取の日程等については、当局の説明のとおり了承することとしました。

◎発言内容

（１）区割り案の内定について

○高林修委員長 それでは、協議事項（１）区割り案の内定について協議を進めてまいります。

先ほど申し上げたとおり、当局へ具体的な区割り案の作成を依頼してありましたので、資料の説明をお願いいたします。

○区再編推進事業本部長 資料1をお願いいたします。区再編（内定案）における市民サービス、住民自治の基本的な考え方についてです。本資料は、本年5月からこれまでの間、本委員会で御協議いただいた内容を踏まえ、新たにお示しされた3区案について整理したものでございます。

それでは、資料の1枚目をお願いします。

1の市民サービス・組織です。（１）区役所です。位置ですが、現行区が他区と複合される場合は、

最も人口が多い区の区役所とすることにしております。(2) 行政センターです。行政センターは、再編により区役所とならない全ての旧区役所庁舎を行政センターとして設置します。業務につきましては区役所と同等のサービスを提供します。(3) 第1種協働センターです。位置、業務とも現在と変更はございません。再編後の名称は支所といたします。ここで裏面をお願いいたします。新たな3区案につきまして、凡例のとおり、線引きと区役所、行政センター、支所の配置を示した地図になります。便宜上、南からA区、B区、C区と表記しました。表面にお戻りください。(4) 第2種協働センターとふれあいセンターです。位置、業務とも現在と変更はございません。窓口業務については、市民サービスセンターとして併設することとしております。再編後の名称は基本的には変更いたしません。天竜区の二俣協働センターは二俣ふれあいセンターに改称します。人員については、再任用職員を正規職員に切り替え、地域づくり機能を強化していくことを考えております。(5) 市民サービスセンターです。こちらも位置につきましては現在と変更はございません。第2種協働センター、ふれあいセンターの窓口業務は、市民サービスセンターとして併設します。業務につきましては、現在の103業務または17業務で変更はございません。

別紙1をお願いします。区割り案(内定案)の概要です。上から、区の数、区割り、人口、面積、有権者数等を表にしております。その下の学校区の分割についてですが、学校区の分割はありません。続きまして、区自治会連合会の分割でございます。こちらにつきましては、北区の三方原地区はA区、三方原地区以外はB区に分割されます。地区自治会連合会の分割ですが、分割はございません。次に、職員数でございます。1051と書いてあるものが全体の正規職員数、その下の段が区ごとの内訳となっております。職員数の欄の内訳のところでは区の組織と書いてあるところは、区役所、行政センター、支所、協働センターなどの職員数を試算したものです。その下、福祉事業所、保健センター、土木整備事務所は、本庁組織として配置される職員数を試算したものです。その下は、先ほども御説明いたしました区役所と行政センターの配置を記載しています。続きまして、その下の段、削減職員数と年間削減効果額を記載してございます。こちらは欄外の米印の1を御覧ください。令和2年4月1日の正規職員数との比較となっております。人件費の試算は令和元年度決算における797万円を使用しております。その下は、事務経費の削減効果額ということで、米印の2のとおり、区選挙管理委員会に係る経費を記載しております。一番下の段が必要経費ということで、区の再編に係る一時的な経費を、概算ですが、試算したものでございます。

別紙2をお願いします。再編後のサービス提供体制です。現行7区の区役所ごとに再編後の体制をお示したものです。中区ですが、再編後も現在の中区役所が区役所になります。現在、区役所の社会福祉課や長寿保険課は本庁の福祉事業所として、また健康づくり課は本庁の保健センターとして、引き続き区役所庁舎などに設置し現在と同様のサービスを提供してまいります。その下の東区です。区役所から行政センターになります。行政センターの組織ですが、区役所から行政センターに変わる場合におきましても、これまでどおり区役所と同等のサービスを提供してまいります。2ページ以降に記載の区も同様でございます。第1種協働センターは支所に改称し現在と同様のサービスを実施してまいります。2ページに西区、3ページに北区、5ページに天竜区の第1種協働センターについて記載しています。

それでは、資料の1枚目にお戻りください。1の(6)組織配置の考え方です。再編後の職員数の試算を別紙3、主要組織として御協議いただいた土木整備事務所について別紙4、福祉事業所・保健センターについて別紙5、災害対策本部について別紙6でお示ししています。

それでは、別紙3をお願いいたします。職員数の試算でございます。職員数の試算については、6月

の本委員会で6つの案ごとにお示しいたしましたが、こちらは新たな3区案について、その際と同様の考え方で試算したものです。1枚目は、現行の職員数として、令和2年4月1日時点のものを左端の列のとおり、区役所組織と土木整備事務所について、正規職員、再任用職員、会計年度任用職員別にお示ししたものです。一番右側の列がそれぞれの合計欄になります。正規職員の数はゴシック体でお示ししています。黄色で着色しているところは、区役所と土木整備事務所の職員の合計を示しており、水色の着色は、①として区役所の職員数の合計、②として土木整備事務所の職員数の合計をお示ししています。緑色の着色は区役所の各組織の職員の合計数です。2枚目をお願いします。再編後の職員数についてでございます。区役所組織と本庁組織になる福祉事業所、保健センター、そして再編後も本庁組織である土木整備事務所ごとに試算したもので、一番右側の列がそれぞれの合計欄になります。1枚目と同様、正規職員の数はゴシック体でお示ししています。黄色の着色は、区役所と再編後、本庁組織になる福祉事業所及び保健センター、そして引き続き本庁組織の土木整備事務所の合計の職員数を示しており、水色の着色は、①として区役所の職員数の合計、②として福祉事業所の職員数の合計、③として保健センターの職員数の合計、④として土木整備事務所の職員数の合計をお示ししています。緑色の着色は区役所の各組織の職員の合計数です。3枚目も再編後の職員数です。こちらは、コミュニティ担当職員を正規職員に切り替えた場合のものになります。表の中ほど、赤枠で囲んだところにお示しをしていますが、正規職員が43人増え、右端の合計欄のところですが、2枚目でお示しをした79人から122人になります。なお、再任用職員等は43人の減となり、正規職員と合わせた合計人数の300人に変わりはありません。4枚目をお願いします。現行の職員数との比較です。一番左側の列に記載の区分ごとに現行職員数との比較ということで、右端に記載のとおり、職員削減数としてお示しいたしました。表の下側の米印の1つ目です。職員は、管理職の削減や内部事務の集約により削減し、窓口、相談業務に従事する職員は減らすことなくサービス提供体制を維持していきます。米印の2つ目です。職員は、再編時に一気に削減するのではなく、5年程度の期間をかけて減らしていきます。なお、再編に伴う職員の配置は、今後の業務執行体制と併せ検討してまいります。ここににつきましては、区役所や行政センターの配置を踏まえ、これから検討していくということでございます。

別紙4をお願いいたします。土木整備事務所です。凡例にあるように、塗りつぶしの星が土木整備事務所、区の数に合わせ3か所、白抜き星がそれぞれの出先グループで、A区に3か所、B区に2か所、C区に3か所の計8か所です。事務所と出先グループで計11か所を配置します。B区についてですが、北区役所内にある出先グループを土木整備事務所にします。出先グループにつきましては、現東・浜北土木整備事務所がある浜北区役所内と、新設で三ヶ日に設けます。

別紙5をお願いいたします。福祉事業所です。凡例にあるように、塗りつぶしの三角が福祉事業所で、区の数に合わせ3か所、白抜きの三角がそれぞれの出先グループで、A区に3か所、B区に1か所の計4か所です。事務所と出先グループで計7か所を配置します。再編後は、事業所は区役所庁舎に、出先グループは行政センター庁舎にそれぞれ設け、計7か所を配置します。続きまして、現健康づくり課である保健センターでございます。こちらにつきましても、凡例にあるように、塗りつぶしの四角が保健センターで、区の数に合わせ3か所、白抜きの四角がそれぞれの出先グループで、A区に3か所、B区に2か所、C区に3か所の計8か所です。事業所と出先グループで計11か所を配置します。

別紙6をお願いします。災害対策本部、区本部、地域本部です。凡例にあるように、塗りつぶしの丸が区本部で、区の数に合わせ3か所、二重丸が地域本部で区本部から変わるところ、白抜きの丸が地域本部で、こちらは現在も地域本部のところ。地域本部は、A区に4か所、B区に3か所、C区に4

か所の計11か所です。区本部と地域本部で計14か所になります。

それでは、資料の1枚目にお戻りください。2の住民自治です。本委員会で示された方向性について記載しております。

説明は以上です。

○高林修委員長 当局の説明は終わりました。

委員の皆様には、事前に資料を配付させていただいておりますが、説明内容について質疑のある方は御発言をお願いいたします。

その際、できれば資料名と別紙名を最初に伝えていただくと大変ありがたいです。

○齋藤和志委員 資料1の1ページ目、市民サービス・組織の(1)の区役所の位置ですけれども、この「新しい区の中で、現行区において最も人口が多い区の区役所庁舎」と表現されているのですが、そこに人口が多いということもありますけれども、そういう場所はある程度都市機能が集積されているということも考慮しますと、そういうことも総合的に勘案して、最も人口が多い区の区役所庁舎というような表現にしたほうが、今の新区案の区役所の位置というのはじっくりくるかと思うのですが、そこはどうですか。

○区再編推進事業本部長 今、齋藤委員から御指摘を受けました。現行区役所を決める際も、そういったものを総合的に勘案してきた経緯もあると我々認識しております。おっしゃっていただいたことはそのとおりでありますので、私どもとしてもそういった方向性で検討させていただければと思います。

○齋藤和志委員 では、ぜひともお願いします。

○高林修委員長 今日、協議の後でパブコメもやりますが、そこで修正というか、訂正可能ということで、まず確認させてください。よろしくお願いします。

○加茂俊武委員 別紙の5、6で地図が載っていますけれども、福祉事業所のこの塗り方、色分け、線引きの黄色の線が非常に中途半端で見にくいので、全部青の内側に線を入れて見せるようにできますか。

区本部、地域本部の緑の線も同様ですけれども、どこで区切られているのかが非常に分かりづらいので、これも市民の方々に説明するときはそのほうが分かりやすいのかなと。

○区再編推進事業本部長 地図の色を表し方ということでの、もっと分かりやすくという御指摘だと思います。おっしゃるとおりだと思いますので、修正はこちらで対応させていただければと思います。

○加茂俊武委員 では、この後に出てくるパブコメもうまく修正していただければありがたいと思います。

○松下正行委員 別紙3の4、現行の職員数との比較というところで、当然職員の削減数というのがありますが、管理職また内部事務の集約と削減の人数が分かるような数字を教えてくださいということと、採用と退職、さらには定員適正化との整合性について、5年間程度の期間でどういう人数の調整になるか、教えてください。

○総務部次長(人事課長) まず、職員の削減についてでございますが、資料には81人の削減ということで記載がございます。これを管理職とその他の職員という形で分けると、まず管理職員につきましては32人の削減、それから、内部事務の集約によるものといたしまして49人ということで、計81人の削減ということを考えております。

続きまして、職員の採用と退職ということでございますけれども、今回の区の再編に伴いまして、再編施行時に、先ほども申し上げましたとおり、一気に削減することはできませんので、将来的な人員管

理のために新規採用職員を一定数確保していく必要もございますので、5年程度をかけて順次削減をしていくということになると考えております。

また、定員適正化計画との関係性でございますけれども、現在、令和3年4月から施行している定員適正化計画につきましては、今回の区の再編の関わりは加味しておりませんので、再編の数字がはっきりした段階で、改めて定員適正化計画へ反映していきたいと考えております。

○松下正行委員 数字なので、基準日があって、それを基に数字を出しているという話だと思います。今後5年間という中で徐々にということがありますので、そういったものを具体的に提示していただくことと、最終的に定員適正化にしっかり反映していただけるとありがたいと思いますので、意見として言わせていただきます。

○高林修委員長 ほかはいかがですか。

○加茂俊武委員 別紙の2の再編後のサービスの提供体制があるのですけれども、例えば、まちづくり推進課があったほうがいいのかと思うので、西区の場合の西行政センターですけれども、グループを設置するのだけれども、その下の組織というのは、今、区振興課とか、まちづくり推進課とか、そういった部分で、その下にグループ分けみたいなのはあるのか、ないのか、もう一つのグループとしてやっていくのか、その辺は分かっていますか。

福祉事業所も一緒ですけれども、社会福祉課とか長寿保険課はその後に細かく分かれるのかどうか。

○区再編推進事業本部長 まず、現行のことについて申し上げますと、まちづくり推進課は区役所の課です。区役所の課の中には幾つかグループが設置をされているということでございます。今、区役所の福祉事務所である社会福祉課、長寿保険課につきましても、課の中に幾つかグループを設けているというところがございます。

行政センターになった場合、あるいは福祉事業所になった場合、内部の体制というのはこれから検討させていただければと考えております。

○加茂俊武委員 役割がかなり違うので、年金を扱うのか、障害者を扱うのか、やはりその先も全員が同じ仕事をやるわけではないと思うので、グループ分け、その辺も後日の課題というか、考えていく必要があるのかと思います。

○酒井豊実委員 別紙の4、5、6に関係してですが、1か所、これは三ヶ日地区ですけれども、三ヶ日は浜松地域の中では一番西の外れになっていて、いわゆる中山間地域にもなっているということですが、そういう地理的な条件も踏まえて、別紙4では土木整備事務所の出先グループが配置されるという案になっています。

そして、災害対策本部も非常に特徴的な災害に備えるために、本部も地域本部ですか、置くということになっていますが、一方、保健センターですけれども、これは出先グループも置かないという形になっていますよね。現行との継続と言われればそうですけれども、なぜ現行も置かなかったのか。

それから、新たな展開の中で、保健師さんの配置、地域の特性に合わせた、地域の住民の暮らしに合ったしっかりとした活動のためにも保健センターが必要だと、改めて思うところがありますけれども、その点についてはどういう考えなのか、伺います。

○区再編推進事業本部長 先ほど加茂委員からは、こちらのいわゆる所管、その辺の範囲も分かりやすくというような御指摘も頂いたところですが、基本的には、区役所組織から本庁組織に変えるということをご提案しており、拠点の数を変えていくというところは、今回併せて提案しているものではございません。

そうした中で、保健センターに関しては、例えば別紙5を見ていただきますと、細江と引佐に2か所ありますけれども、こちらのところは2拠点で北区内を見ているという現状、運用もございますので、そういったところも踏まえての今回の提案ということでございます。

○酒井豊実委員 合併前からの三ヶ日地区の地域性と様々なことを考えれば、やはりこれは保健センター、保健師さんの活動の地域性を持った活動というのはどうしても必要だと改めて思ったので、置かないことについては異論がありますので発言しておきます。

○松下正行委員 先ほどと同じところで申し訳ないですが、資料の別紙3の4の現行の職員数との比較というところで、特に福祉関係、福祉事業所の正規職員の人数の件ですが、これは19人削減されるという予定になっておりますけれども、専門職が減らないかというのを確認したいと思います。

福祉の相談窓口は、やはり対面で一对一のマンパワーが必要かと思っていますので、そこら辺が減ると福祉のサービスが低下するのではないかという、そういう不安があると思っていますので、そこら辺を確認したいと思います。

○総務部次長（人事課長） 専門職についての御質問ということでございますが、この区の再編、そもそものところに立ち戻っていただきますと、専門職の確保というのも一つの目的であったと認識しておりますので、専門職を削るという対応ではなくて、先ほど申し上げました管理職の削減ですとか、そういった職員の削減をして、専門職はできる限り確保していきたいというのが考えでございます。

○松下正行委員 非常に福祉ということは重要な施策の一つでもあると思っていますので、今の人事課の話でありますと減らさないということですが、さらにサービスが少しでも向上するように、外へ向かって出向いていただくか、ICTの関係を最大限使って、サービスが低下しないように様々な努力をしていただければと思います。

○高林修委員長 先ほど来、質疑と申し上げていますが、もし、この際ですけれども、意見とか要望がございましたら、ここでおっしゃっていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○稲葉大輔委員 別紙3の人数の件ですが、協働センターへの正規職員の表現の仕方ですけれども、削減効果をちゃんと出すという意味で、2枚目の再編後というのがあるのは仕方ないかということですが、その結果、実際は3に向かうということで、3が将来の目標の数字というふうになるのだと思っているのですけれども、表題のただし書は「正規職員への増員を行う場合」と書かれてしまっているので、行わない場合が逆にあるのではないかと心配になるのですが、これは増員後ということでお約束をする、結果としてどうなるかはまた別ですけれども、現時点ではその方向に向かうということでよいか、確認をお願いします。

○区再編推進事業本部長 私ども、区の再編と併せて、第2種協働センターの再任用職員を正規職員へ切り替えていくという提案をしておりますので、御指摘のとおり、方向性としてはそのように考えております。実際、再編の後に切り替えていく際には、地域の実情も確認しながら作業していくことになるかと考えております。

○稲葉大輔委員 行わない場合がないことをちゃんとお約束いただければいいかと思いますが、今回、削減や区の形と同様に皆さん関心が高いのは、その削減したお金、人というのは、どういうふうな次の世代、次の体制に活かされていくのかで、非常に大きな関心事だと思いますので、いろいろな要望が出ているとは思いますが、これまでの議論の中で、しっかりと地域づくりをサポートしていくということは一番重要な課題だと思っていますので、ぜひお願いいたします。

○松下正行委員 意見ということで答えは要りませんが、今後の議論の中でしっかり議論したほうが

いいのではないかとということをもとめて2点言わせてもらいます。

1つは、この資料にはないわけですが、当然、区の再編に伴って様々な拠点、それから市の職員の削減等々踏まえて、サービスが全体的に低下しないようにということで、例えば現況の道路網と連携した交通体制、交通というのは本当に幅広くあって、J Rとか電車、バス、それから、今実証実験をやっているM a a Sとか、こういった状況が今後具体的にになってきたら、ぜひとも市民の皆さんに見える化するような形で提供いただければと思います。そして、もっと言わせてもらおうと、やはり医療体制、これも総合病院や開業医、民間が中心ですけども、サービス、位置、そういったものを提示していただいて、今後の議論の中で新たな交通体制の提案といいますか、そういったものもしていただければというのが1点であります。

もう一つは、今回の資料の中で、区役所、行政センター、それから協働センター、市民サービスセンター、それから先ほどもちらっと言わせていただきました福祉事業所、保健センター、土木整備事務所、今言った交通、医療体制、こういったものも今後議論されるであろうということは、一つはやはり人、マンパワーが減ったときに、それを補完するためのやはりICTというか、デジタルで何が補完できるのかということです。今、市がデジスマで取り組んでいるロードマップだと、令和6年あたりには最終的に全体像も出てくると思いますが、進捗状況に合わせて、具体的なものを市民に分かるような形で提示して、この委員会の中で議論できるといいと思いますので、意見だけ言わせていただきます。

○高林修委員長 今、松下委員は、回答は要らないということでしたけれども、当局のほうで、例えば後段のデジタルのことにに関して御発言があれば、お願いいたします。

○山名副市長 今の御意見、再編と直接関わるところと、離れたところがあるかと思えますけれども、デジタルにつきましては、この場で今までも御報告、御説明をさせていただいていますように、本年度から実際にいろいろなところで具体的な計画等もつくっておりますので、また、その中で区の再編に併せてお示しができるようなものがあれば、そこはしっかりと説明させていただければと思います。

○加茂俊武委員 要望というか、意見というか、区役所になる3か所は、多分区長、副区長がいると思うのですね。そうなった場合、例えばこのB区は区役所と行政センター、2か所の拠点になるので、浜北に区役所、区長がいるのであれば、副区長を細江の行政センターに置くとか。そういった形で、シンボルであった区役所がなくなることに對して少しでも市民へ寄り添った組織変更みたいなものを考えているのか、なかなか答えにくいのかもかもしれませんけれども、一応そういう配慮も、合併市町村、引佐3町のシンボルであった区役所に副区長を配置するぐらいの配慮があってもいいと思うのですが、現時点で考えがあれば、なければ結構です。

○山名副市長 御意見ありがとうございます。

今回3区ということで御指示いただきまして、我々のほうで具体的な再編案をまとめさせていただいた状況でございますので、これからまた説明会等やっていくことになりますから、そうした中でもいろいろな御意見が出るかと思えます。今、委員から御指摘を頂いたようなことも含めて、そうした声があれば、あるいはそうした御要望につきましては、また委員会等踏まえながら検討していければと思います。

○加茂俊武委員 本当に、今、意見を聞きながらということは非常にありがたく思います。やはり市民の方々、非常に不安な部分もあるかと思えますので、またそういった部分もしっかり説明会で聞いていただいて、少しでも配慮して、市も考えているというところを示していただけると、本当にありがたいなと思っています。

○高林修委員長 私もその部分は先ほど申し上げましたけれども、行政組織体制についてはこれからたくさん課題が出てくると思っていますし、決定時期までか、もしくは条例制定までには、この委員会で皆さんの御意見を賜りながら、先ほど言いましたように二人三脚で進めていきたいと思っています。

○酒井豊実委員 市民、住民、区民からの要望・意見というのはこの間たくさん出されたわけですが、直近で出されたのは、11月24日の都田地区の自治会連合会から連名で出されたものがあるわけですが、非常に不安、心配があるというのが中心点で書かれていましたが、そういう目線で、別紙3の職員数の試算について見ますと、現行のところからですけれども、都田地区に現行配置されている市民サービス、あるいはまちづくり部門の職員というのは、どこに何人、この中では入っているのか。

それから、また、新3区案の中では、三方原地区が離れるということになっておりますけれども、現在の三方原地区の中の市の行政、あるいはサービスセンター、そこに配置されている人数が見当たらないと思います。どこかにあれば申し訳ないですが、確認をしたいと思います。

○高林修委員長 酒井委員、私のほうから申し上げられることは、今の職員の配置数について、具体的なものはこの中の資料にありません。今後どのように配置するかということについては、今後当局との協議の中で示していただければと思っていますが、人事課長、どうですか。

○総務部次長（人事課長） 本日お配りさせていただいた別紙3につきましては、現行といたしましても区ごとの数ということになりますので、ただいま御指摘いただきました都田地区、あるいは三方原地区につきましては、現行ではそれぞれ北区の中に入っております。その詳細な数字はここには記載がございません。

また、再編後の数字、こちらにつきましては、区割り案ですと三方原地区がA区のほうに編入ということになりますので、そちらのほうで計上しております。ただし、今後詳細につきましては改めてお示しをさせていただければと考えております。

○太田利実保委員 別紙の5で、福祉事業所と保健センターの配置、本庁に集約されるということなのですが、今までは区役所があって、区に福祉事業所が置かれていて、そこで判断してということだったので、本庁に集約されるということで、これから運用自体はそう変わらないと思うのですが、今まで同様、福祉事業所、それから福祉事業所の出先グループ、それぞれのところである程度のことが現場で判断できるような、そういった体制をこれからも確保していただきたいということ意見を申し上げておきます。

○高林修委員長 当局の皆さんも、先ほど来申し上げているように、意見・要望ですので、今日の御発言は重く受け止めていただいて、今後の参考にさせていただきたいと思っています。

○太田康隆委員 あまり具体的になると、今後の議論で詰めていけばいいのかなと思ってあえて質問しなかったのですが、今の関連ですけれども、福祉事務所、福祉事業所という、本庁に福祉事務所が集約されて、それぞれ出先と事業所になっていくと。そうすると、例えば生活保護の認定会は、福祉事務所単位でやるということに法律上はなっているかと思いますが、実務面の運用で今後またサービス提供体制が図示、あるいは説明でより具体的に伝わっていくような配慮が私からもさせていただきたいと思いますので、お願いしておきます。

○高林修委員長 その件もよろしいですね。私のほうからも、ぜひそこをお願いしたいと思っていますので。

ほかは、よろしいですか。

[発言する者なし]

○高林修委員長 それでは、よくスケジュールありきだというふうに批判されますが、当局が示された区割り案については、先ほど酒井委員から一部三ヶ日の保健センターについて御異論はありましたけれども、特に採決は取りませんが、皆さん、御意見・御要望、それから質疑もされたということですので、区割り案については当局の説明どおり内定することといたしますけれども、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○高林修委員長 それでは、区割り案については、当局の説明どおり内定することといたします。

(2) 継続協議となっている課題について

○高林修委員長 続きまして、協議事項(2)の継続協議となっている課題についてですが、課題となっている案件のうち、区政担当副市長の配置につきましては、11月12日の委員会におきまして当局へ資料の修正を依頼してありましたので、この件に関して当局から説明をお願いいたします。

○区再編推進事業本部長 資料2をお願いします。区政担当副市長についてでございます。11月12日の本委員会で御説明いたしました区政担当副市長について、資料を修正したものでございます。

1の趣旨は、変更はありません。

2にお示しをしている役割ですが、こちらに変更はございませんが、11月12日の資料では、2として所管という項を設けお示しをしておりましたが、こちらに関しましては、委員長からも所管という表現は分かりにくい趣旨の御指摘をいただきましたので、削除いたしました。

裏面をお願いいたします。イメージ図です。こちらも、11月12日の資料では所管を中心としてお示ししており、分かりにくいという御指摘をいただいたところでございます。今回、お手元にあるように修正をいたしました。このイメージ図、赤色の背景色のところを御覧ください。

区政担当副市長は、全部局に関わりがある中山間地域振興に関することを特命事項として、部局を横断して指示・調整を行います。あわせて、各区等が行う区政を統括し、共通の課題や特性に応じた事業執行など、最適な区政運営を担います。黄色と青色の背景色のところを御覧ください。各区では、区長の下、区政の推進と総合行政の推進を行っていきます。また、全域が中山間地域であるC区、天竜区と、一部が中山間地域であるB区は、区の役割として中山間地域振興も担います。

区政担当副市長ですが、資料下側の米印の1にあるように、全域が中山間地域であるC区、天竜区に配置をいたします。繰り返しになりますが、担当副市長は、これらを統括し、課題の多い天竜区により注力するとともに、区長を強力にサポートしていきます。

説明は以上でございます。

○高林修委員長 当局の説明は終わりました。

委員の皆様には、これも事前に資料を配付させていただいておりますが、説明内容につきまして質疑のある方は御発言をお願いいたします。

○岩田邦康委員 前回の委員会でのこの議論のときに、一番初めにこの資料でいいのかとけちをつけさせていただいたような感じだったので、そのときには本当に副市長の役割が非常に小さく見えたものですから、こんなことだったらちょっと思っていることと違うという話をさせてもらっていました。今回のイメージ図を見る限り、本当に全てのところにこの担当副市長の仕事が絡むというのが明示されているので非常に理解がしやすいし、思っていたとおりの形と認識させてもらいましたので、私は、この資料を見させていただいて、ああ、これならばやはり置く価値があるなど思ったところでございます。

あと、配置場所もこういう書き方をさせていただくことによって、天竜区にいるべきというの見える

と思いますので、非常によかったと思っています。

○酒井豊実委員 区政担当副市長ということで明確になりつつありますけれども、現在、あるいは将来の区長との関係ですけれども、それぞれの区役所における、例えば天竜区役所における区長の決裁、現在、統括的に頑張らせていただいているわけですが、そこ副市長との関係性をもう少し、この表で説明していただけるといいかと思っています。

○高林修委員長 ほかに、よろしいですか。

先ほどの岩田委員もおっしゃいましたが、区長と担当副市長との関係性を、このイメージ図で一応分かるかとは思いますが、今の酒井委員の御発言で、当局は何かコメントありますか。

○区再編推進事業本部長 先ほども説明のときに申し上げましたけれども、イメージ図の中ほどの黄色いところ、区政の推進というところで、区長は区政の推進において当然責任を持って執行していくというところの中で、役割というのは今も今後も変わるものではないと考えております。

○高林修委員長 酒井委員、2の役割のところは区長とか担当副市長との関係性を記載したものと私は理解していますけれどもね。

ほかにはいかがですか。

○齋藤和志委員 裏面の米印の1の言葉の定義ですけれども、「全域が中山間地域となる」と、天竜区ですね。この中山間地域という定義は、どう捉えられているのかというのを確認したいのですけれども。

○区再編推進事業本部長 私ども、ここで中山間地域という言葉を使わせていただいております。本市には中山間地域振興計画という計画がございます。こちらで中山間地域の定義をしておりますので、それに合わせているということでございます。具体的には、天竜区の全域と、現行北区の引佐町北部を中山間地域と定義づけておりますので、その範囲ということになります。

○齋藤和志委員 中山間地域の定義はたくさんあると思うのですけれども、過疎7法だとか、あとはそういったところで指定された地域がありますよね。具体的には、山村振興法だとか、過疎地域だとか、特定の山村地域だとか。今言われたのは、天竜区というのは、ほぼ多分特定の山村地域の指定を受けたところ全域がいわゆる中山間地域振興計画の中で位置づけられたということがあるのですけれども、例えば、また後々のことになってくると思うのですけれども、中山間地域振興計画に位置づけていない地域で例えば都田だとか、そういったところは……。今後中山間地域という定義はどう捉えればいいのかということですが。

というのは、いわゆる法律、振興計画の中で位置づけたことと、あと、例えばここは特命事項でこういう形になっているのですけれども、この後にまた区の再編のパブコメが出てくるのですけれども、そういったところ以外にはほかに何か地域はありますか。

○区再編推進事業本部長 今、御指摘いただいたように、様々な法令等々で中山間地域であるとか、山村であるとかというようなエリアの決めがあるかとは思いますが、先ほど申し上げたように、今、我々が考えているのは、中山間地域振興計画に基づく事業執行に関して、このように役割を果たしていくということでございますし、中山間地域振興計画で規定をしている中山間地域ではないところであっても、それに類する地域があるというところは我々も当然承知しており、いわゆる辺地というような定義もあって、それは中山間地域以外にも何か所かあります。

そういった準ずるところというのは、例えば区政に関わる中、地域の課題ですね。そういった課題がある中で、例えば中山間地域と共通の課題があるという話が出てきた場合は、まずは区長の総合行政の

推進の中で関連部局長と調整をしていくということもあろうかと思ひますし、そういった動きの中で区政担当副市長が関わっていくということもあろうかとは考へております。

○齋藤和志委員 今のお話の中で、今回の特命事項のやるべきところは、天竜区のところについて、いわゆる中山間地域振興計画に位置づけられた天竜区というふうには理解しました。

ただ、これからパブコメ等々も、後でまた言わせていただきますけれども、それ以外のところもありますので、その定義というのが法律に定められたものなのか、いわゆる定められていなくても、肌感覚でここは中山間地域になるのではないかという、そういったものも少し包含しながらしたほうがいいのかと思つたものですから、また後でパブリックコメントのときにそのことについて言わせていただきますので、今の御説明はそれで結構です。

○高林修委員長 今のところは、大事なところでして、中山間地の定義というのが最終的にはっきりしないと、この区政担当副市長はどここのエリアの特命を受けるかということがはっきりしなくなってしまうので、そのところは今後の協議にはなると思ひますが、先ほど齋藤委員も話をされましたパブコメのところでもう一度、具体的に話をさせていただければと思ひます。

○齋藤和志委員 はい、そのときにまた確認させていただきます。

○高林修委員長 まず、これは一つの課題だということ。

ほかはいかがでしょうか。この趣旨とか役割の文言の中で、このことに関して質疑・意見で結構ですので、おっしゃっていただければと思ひますが、いかがですか。

○稲葉大輔委員 前回、私もいろいろ意見させていただいて直つてきているとは思ひますが、ほかの副市長さんの割り振りは仮という書き方もされている中で、一応所管部局が書いてあって、今回、区政担当副市長という書き方がされています。

そもそも、最初の担当副市長という話は、天竜区が単独1区になるときに、地域的な課題とか、自然、面積、いろいろな課題を解消するためにもというふうなところからスタートしていると思ひていて、今回3区という形で進んでいく中で、副市長のこの役割が区政担当というふうには広がってきたと。その何か広がりがあるがどうも腑に落ちないところがあって、この副市長さんがこれだけをやるみたいはどうも見えてしまうので、実はほかの副市長さんの役割も含めて、まだ決まっていないのであれば、誰か1人が中山間地域の特命事項を所管するというようなことだけでいけば、よりこれから具体的なものが進んでいく中で最適な役割分担というのが見えてくるのかと。

全体の区政を所管というか、担当するといった時点で、そもそも中山間地域に対する、前回まとめの中には配慮というふうな言葉も出してきましたけれども、そういった意味合いが分かりにくい、そのような気がいたしますので、これから決めていくに当たつての表現というか、最終的に決める段階で中山間地域の特命だということを誰かがやるとするのが私にはいいのではないかと思ひますが、もし違うような意見があればお願いします。

○山名副市長 前回のときにも御説明させていただきましたけれども、委員おっしゃるとおりで、天竜区の単独のところからこのお話というのは出ていたことは承知してございまして、そこで委員おっしゃるように、それだけでということのほうが分かりやすいということではございましてけれども、当然、今3人の副市長もいて、その中で区政担当を担っているところもございまして、そうした中でバランス的なところを考へていくとなると、その区政担当になっている副市長がそうしたバランス、均衡等を図りつつ天竜区へ注力するということを担っていくという意味で、このように書かせていただいているところでございまして、御意見として、今後いろいろと実際にどう役割を分けていくかということ

で考えていければと思っております。

○松下正行委員 今の話ですが、要するに天竜区に特化する副市長になると、先ほどの齋藤委員が言われたような中山間地という定義が、今説明があったときは天竜区と北区の一部という説明があって、齋藤委員が言われたように、それに近いところも含めていくということになると、天竜区だけの副市長で特化するということは、逆に言うと、中山間地域というのが広がった場合にそういったところも担当しなければいけないので、天竜区に特化しないほうがいいのではないかという考え方もあるのではないかと思います。私の意見ですけれども。

○酒井豊実委員 同じ副市長、特命事項という、そこに書いてあるわけですがけれども、これ以外にも、中山間地域といっても、天竜区の場合には山間地域、山村という範囲が圧倒的に多いわけですがけれども、やはり地域住民サイドから見れば、副市長が配置されたけれども一向に顔は見せないねという事態が生まれるということも予想されます。

常に各地域に入って住民と膝を交えて、本当にその地域、あるいは集落の問題についてしっかりと聞いていただくということが大事だということを念頭に置きますと、例えば、副市長については遠くから通いということではなくて、天竜区の中の中山間地域に住居を構えていただいて、住民としっかりとした特命を帯びた任務をこなしていただくということがいいのではないかと考えますけれども、そういう点についてはまだ全く白紙でしょうか。

○高林修委員長 酒井委員、白紙というか、まずは今当局から出された設置とか概要、このことですので、希望としてはお聞きしますけれども。

○太田康隆委員 これは結果的に持ち帰るのですよね、今回結論を出すわけではなくて。

○高林修委員長 私のほうからお答えします。持ち帰ります。

○太田康隆委員 先ほど稲葉委員が言われたことの、僕も続きがあるので。

当初、天竜とそれ以外という案も出ていて、天竜区の皆さんに納得していただく形で副市長を置きますからという、地域の要望に応える形で出てきたということは否めないわけですが、だからといって、それにこだわるのではなくて、やはり特命も交えて副市長を置くということで、実効性の上がるような配置、あるいは所管をこれからきちんと考えていくほうがいいと思うのですよ。

だから、ここでも非常に曖昧で、区長とこの担当副市長の権限の関係もあまり明確に示されていませんし、区長権限というのは大きくは変えないと、今までのことですのでよね。

ですから、今まで発揮されていなかった総合行政に関する区長の仕事ももっと、区長によっては、3つになって責任も重くなったので、ぜひ総合行政をきちんと頑張ってみますという区長が当然出てくるはずですので、だから、そういうことも含めてしっかり議論していったほうが僕はいいと思います。

これを置けば中山間地域の課題が全て解決するみたいな誤解を与えてはいけませんよ。やはり、なかなか厄介な難しい課題なので、本来、組織としてはきちんと対応する部署を置いて解決していくというのが組織としての本来的な考え方ですから、それを僕はこの中山間地域振興計画が出たときに過疎対策課を設けたらどうですかというのを質問したことがあるけれども、当時、全くそういうことは当局も言っていなかったですよ。

だから、結局この振興計画をつくりながら、そこの課題が解決されずにきたという、やはり現実も見ながら、むしろ課題が拡大したかもしれないのですよ。だから、副市長を置けば解決するのではなくて、浜松市が抱える課題として、北区、あるいは三ヶ日、あるいは都田の一部も含めた形で、準中山間地域も含めてどう解決していくかということ幅広で議論していったら、副市長は何を所管するのかというこ

とに結びつけていったほうが良いと私は思っています。いずれにしても、これからうちの会派でも議論すると思いますけれども。

○鈴木育男委員 今の話ですが、全体を俯瞰すると、例えば総合行政の推進に関する規則で決められていることがあって、だけれども、考えてみたら、それを行うことができるだとか、協力しなければならないだとか、努めなければならないだとか、本庁と、区役所の立場の中でこういう言葉でしかつながないという、それをずっとやってきて、あまりうまくいっていないみたいなことになったから、そうした反省の上に立っての形をぼんと担当副市長だよと。結局、今までのやり方がちゃんと機能していなかったと取られてもしょうがないですよ。そういったことを当然担当の部とか、要するに本庁のほうでしっかりと受け答えていたのかと、そういうことも出てくると思うのですよね。

だから、そういったことを背骨に置いておいて、区長権限についても、それから副市長のやるべきことを決めていかないと、びっちりしたものができないのではないかと、どうしてもそういう感じがするものですから、いずれにしても、これはまだ議論をする必要がある。

私も必要なものとは感じているけれども、やりようによっては屋上屋を重ねるみたいな話にもなりかねないし、区長って何だ、みたいな話にもなりかねないし、というようなところを感じておりますので、またいろいろと議論をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。意見として申し上げます。

○関イチロー副委員長 今の副市長の特命事項という中に含まれているといえ、そういうことになるのでしょけれども、中山間地域振興に関することという中で、一番大事なのは過疎対策であったり、少子高齢化対策だと思うのですけれども、そのこの部分というのが文言化されていないですよ。あるとすると、高齢化集落の維持というような小規模。そのこの今の2点というのが非常に重要なところではないかなと。それは全市にも関わってくるといえ、そうなのでしょけれども、特にこの地域にとってみれば大事なことでないかと思うのですけれども、その点についてはいかがでしょう。

○区再編推進事業本部長 今、御指摘された過疎対策であるとか高齢化であるとかということに関しては、私どもの認識としては包含してお示しをしているというものでございます。

○関イチロー副委員長 ただ、私自身が思うのは、その問題がやはり一番のベースのところの問題であるという認識はしっかりと示す意味でも、その文言があってもいいと思っておりますけれども。意見として申し上げます。

○高林修委員長 事業本部長、修正というか、加筆の可能性はあるのですか。

○区再編推進事業本部長 こちらの考え方で、そういったことを明示するというような御指摘であれば、検討させていただければと思います。

○高林修委員長 副委員長、よろしいですか。

○関イチロー副委員長 はい。ここがスタート地点だと思います。

○高林修委員長 ほかに、この資料2についてはいかがでしょうか。

○加茂俊武委員 私も稲葉委員と同じで、少し全部の区政を担当すると、やはりその副市長の役割というものが市民の方々に理解されにくいのかと思っています。

ただ、今回この特命事項ができたこと、こうやって明確に表わされましたので、これはこれで評価をします。

非常に分かりにくいのが、区長は区長で総合調整を各部長、それぞれの所管課に行き、副市長はこの特命事項に関するものを指示・調整みたいな図になっているのですが、結局は、副市長は区政も担う

けれども、調整は特命事項に関して行うみたいなの、そういうイメージで強く図にしてあるのでしょうか。ちょっとその辺教えてください。

○区再編推進事業本部長 今、御指摘のあったように、特命事項というところを強調して図示させていただいているというところがまず1点ございます。

総合調整というのは、先ほど来出ている総合行政推進の規則に基づいて区長と部局長間で行うものということがございますので、そこを表したものが黒く細い矢印で示しているところになりますし、区長は区政の推進をしていきますけれども、区政担当副市長は当然そのラインの上に立つ副市長になりますので、そういったことで区政の推進には当然関わっていくというものでございます。

○加茂俊武委員 この区長は今までと同じくしっかりと総合調整は総合調整でやって、そこで別に中山間地域振興に関係ないことでも、調整がうまくいかなかったり、そういったときには副市長が出張って行って、そこを横断的に解決するとか、そういうこともあるということですか。

○区再編推進事業本部長 今、例えばの話で頂きましたが、例えばそういったこともあろうかとは考えております。

○加茂俊武委員 そうすると、今も区政担当の副市長がいて、今の区政担当副市長に特命事項が特に加わったというような解釈ですよね。はい、分かりました。また持ち帰って検討します。

○高林修委員長 それでは、区政担当副市長の配置につきましては、各会派に持ち帰り検討することといたします。

(3) パブリックコメント(素案)について

○高林修委員長 続きまして、協議事項(3)パブリックコメント(素案)について、当局から資料の説明をお願いいたします。

○区再編推進事業本部長 資料3をお願いいたします。区割り案等に係るパブリックコメント(素案)についてでございます。

資料の1枚目をお願いします。1の「浜松市区再編(案)」とはから6の問い合わせ先まで、パブリックコメントの指定の様式に必要事項を記載したものでございます。この中で、2は案の公表期間と意見募集期間を記載しているところございまして、来年、令和4年1月17日から2月15日までを予定するものでございます。4は、意見の提出方法で、表の①直接持参する場合の提出先は、ここに記載のとおり、区再編推進事業本部、各区役所、協働センター、ふれあいセンターのいずれかとしました。5は、寄せられた意見の内容、市の考え方の公表についてで、令和4年5月を想定しています。裏面をお願いいたします。パブリックコメント実施案件は、枠囲みで示した浜松市区再編(案)で、1として区割り案、2として再編後のサービス提供体制・住民自治の姿です。あわせて、参考資料として特別委員会における協議内容についてを添付します。

次の2枚目のペーパー、パブリックコメント実施案件の概要をお願いします。こちらも指定の様式に必要事項を記載したもので、一番上の案件名から一番下の策定スケジュールまでをお示したものですので、御確認いただければと思います。

次のホチキス留めの資料、浜松市区再編(案)をお願いいたします。1ページの上、点線枠囲みの中で、意見募集の趣旨と、これまでの主な協議経過を参考資料に記載していることを御案内しています。下半分は目次になります。1の区割り案は、先ほど御確認いただいた新3区案の概要や拠点の位置等を記載しています。2の再編後のサービス提供体制・住民自治の姿は、これまで6つのたたき台について、

本特別委員会で御協議いただいたことを踏まえ、内定案である新3区案に当てはめたものでございます。2ページをお願いします。区割り概要を表形式で、3ページは区割りの地図で、区役所等の位置も凡例のとおりお示しをしています。4ページは位置の考え方と所在地。5ページは再編の必要性です。次の6ページは、再編のメリット、デメリットを記載しています。7ページからは、2、再編後のサービス提供体制・住民自治の姿です。7ページと8ページは、①地域拠点の名称、位置、業務等で、現行の区役所が再編後どうなるか、お示したものにになります。9ページから13ページまでは、現行7区の区役所ごとに再編後の体制をお示したもので、先ほどの資料1の別紙2と同様です。14ページから19ページまでは、主要組織の基本的な方向性で、②として福祉、③として土木、④として防災について、それぞれ所管エリアと併せてお示しをしています。なお、基本的な方向性の項では、例えば18ページの中ほど、「防災の組織についてのポイント」とあるように、ところどころに解説として市の考え方を記載しています。20ページは、⑤デジタル化の基本的な方向性です。主な導入事例を中ほどの表のとおりお示しました。21ページは、⑥協働センターのコミュニティー支援の充実ということで、併せて提案をしているコミュニティー担当職員の正規職員化についての記載です。22ページ、23ページは、⑦住民自治（協議会の体制）です。こちらは今後の継続協議事項ですが、これまでの本委員会で協議してきたことについて記載しています。

それでは、もう一つの資料、浜松市区再編（案）参考資料をお願いいたします。表紙に記載の目次のとおり、本特別委員会での主な協議経過、内定までの工程、区割り案選定理由についてまとめたものになりますので、御確認いただければと思います。

説明は以上です。

○高林修委員長 当局の説明は終わりました。

委員の皆様にはこの資料も事前に配付をさせていただいておりますが、ちょっと量が多いのですが、説明内容について質疑のある方は御発言願いたいと思います。先に申し上げておきますが、この件に関しては、持ち帰りということにさせていただきますので、今、この段階で質疑・意見のある方は、おっしゃっていただきたいと思います。

○齋藤和志委員 資料3の浜松市区再編（案）の4ページ、先ほど申し上げましたけれども、確認ですけれども、先ほど区役所の位置のところ、「現行区において最も人口が多い区の区役所庁舎」というところがあるものですから、その文言は変えていただけるということですので、よろしく願います。

それから、あと、7ページと8ページのところですけれども、これまでも「区再編後も現在の行政サービス提供体制を維持」とか「区役所と同じサービスを提供します」、それから8ページに行きますと、行政センターで全ての業務が行えるのか、区役所に行かなければならないものは何ですかという、こういったところがあるのですけれども、ここをもう少し具体的に、行政センターでできないもの、裏返すと区役所に行かなければならない、そういったサービスというのが、もう少し一般の市民の方がこのパブコメやるときに具体的に示されたほうが、イメージが湧くかと思うのですけれども、そこら辺は現時点で表記というか、そういったことができるかどうか、その辺を伺いたいと思いますけれども、願います。

○区再編推進事業本部長 行政センターでどんなメニューを提供するかということに関しては、基本的には窓口サービスを中心として、およそ500程度あるかと思っておりますけれども、そちらのところはできるようにしていくという考えであります。そちらのメニューを明細としてお示するというのは、逆

に分かりにくくなるかと考えております。

そうした中で、やはり再編後、区役所に行く用事というのはどんなものがあるかというようなところに関して言うと、うまくお伝えできるような仕立てができれば、そういったものは示していくというような必要性はあろうかと思っております。

ただし、今具体的にどうのという話ではないですが、例えばどうしても区長と会わなければいけない用事であるとか、区役所で開かれる会議であるとかというようなところはあろうかと思っておりますけれども、いわゆる一般的な行政サービス、窓口サービスを受けることに関して言うと、引き続き行政センターにお越しただければというようなことになろうかと考えております。

○齋藤和志委員 例えば、今のお話だと、行政センターへ行けば一般的な窓口業務は大体できますというお話に受け止めたのですけれども、その中でも、行政センターへ行ってもできないものというのはやはりあると思うのですよね。できるものを書くとかたくさんになってしまうのですけれども、逆に行政センターのほうでできないもの、例えばマイナンバーカードの受付だとか、そういったものがあると思うのですよね、細かいですけれども。そういったものをもう少し書いてあると、ここの部分は行政センターでできるけれども、ああ、これ以外は区役所行かなければいけないねと、見たときに市民の方が理解しやすいかと思っておりますので、そこはどうですかね。

○市民部長 現行区役所の業務が再編後、行政センターになった場合についての、いわゆる市民サービス業務については、以前の特別委員会の中で、現行の区役所としてサービスを提供しているものについては変更がございませんということで御説明をさせていただいておりますので、この場での答えは、現時点においても変わらないということで御理解をいただければと思います。

ただ、マイナンバーカードの取扱いについては、比較的新しいお話でございますので、今後検討が必要かと思っておりますけれども、基本的には、これも現行の区役所で取扱いをしている業務でございますので、そこが行政センターになっても引き続き行政センターで業務ができるような形で整理をしていきたいと考えております。

○齋藤和志委員 今の御答弁からすると、7ページに書いてあるとおりですよね。区役所と同等のサービスを提供するという理解でよろしいですね。

○市民部長 結構でございます。

○齋藤和志委員 それから、次に、浜松市区再編（案）参考資料のところの特別委員会における協議内容についての7ページの、区の線引きの主な選定理由の3つ目のところですね。「1つ目、地勢について。北区の引佐町の北部は中山間地域であり」と、ここに書かれているのですけれども、先ほども確認をさせてもらったのですけれども、この中山間地域の取扱いというのはどう捉えられているのか。

先ほどの区長のところで出てきた振興計画の中の中山間地域、それは類似もあるというのですけれども、ここが北区だと中山間地域、例えば引佐町だけと捉えてしまうのですけれども、ここらはどう解釈すればいいのかということをお教えください。

○区再編推進事業本部長 こちらは、今回、私ども編集作業をさせていただく中で、市として中山間地域振興計画という位置づけがございますので、そちらを念頭に文書をつくっていったところでございます。

○齋藤和志委員 そうすると、三ヶ日町だとか、そういったところは対象外ということですか。

○区再編推進事業本部長 中山間地域という、いわゆる一つの言葉の定義に関して言うと、行政側からすると、どうしても中山間地域振興計画の定義と整合させていくということが出てきます。

先ほど来、指摘いただいているところ、実際我々の中山間地域振興計画の定義は置いておいて、様々な地勢的な状況でニアイコールであるとか、あるいは個別法でいわゆる山村的な話の中での特例が定められていたりとかいうような地域は、我々が持っている中山間地域振興計画以外の地域でもあるというところも、御指摘としていただいていると受け止めておりますので、もしこちら辺の例えば文章表現に関して、このままだと少し誤解を招くということであれば、検討させていただければと考えております。

○齋藤和志委員 表現もこれだと誤解を招くというところがありますので、また見直しをしていただければと思っています。

それから、中山間地域の定義については、過疎6法、それから棚田地域振興法による指定された地域等、それに加えて類似している一連の地勢となっているところもありますので、それも含めて、さっきお話が出た、だんだん人口が減って過疎的になっていくようなところ、そういうところもイメージというのですか、その中に入れて考えていただければと思いますので、よろしくをお願いします。

○加茂俊武委員 今回、提出先、提出方法について、所管課でなく区役所、協働センターと明記いただいたのは、本当にありがたいと思います。市民の方々の大変大きな関心事項で、これは本当に大事なことだと思います。

せっかくですので、最後のページの意見提出様式の提出先というところにも、持参の場合に区役所、協働センターでも受け付けますとか、ちょっと一言入れておいてもらえるとありがたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○区再編推進事業本部長 御指摘のとおり対応させていただきます。

○太田康隆委員 後段の特別委員会における協議内容についてですけれども、新しい3区案に収れんしていく過程で、最後、私たちの会派としてのここに至った理由を述べさせていただいた後に、2つ課題を指摘させていただきました。

その1つは、結局、今回の区線引きで、表現が適切かどうかは別として、ラフな言い方をさせていただくと、旧浜松市と合併市町村というような、そういう割り方にくしくもなってしまったということで、そこに感情的なとか、あるいは政策的な溝ができないように、そこは配慮していく必要があるだろうということが1点。

それから、人口が大きくバランスを取れなかったという結果になりました。人口バランスが結局発言力の差になってくるのですね。ですから、多くの市民がこうだと言えば、大きなところに従っていかざるを得なくなるし、あるいは代議員である議員の数も、当然人口の少ないところは少ないということで、そういう人口バランスによるアンバランスが生じないような配慮、それはやはり仕組みとして必要だという、その2点を申し上げましたので、それはきちんとこの協議の結果としてどこかに書き留めていただきたいと思います。

別段、指摘された課題か何かという表現でどこかに入れれば済むことだと思いますので、議事録もきちんと残っているこの委員会でやっていますので、そこは配慮していただきたいと思います。

○山名副市長 今の御意見というか、要望ですけれども、もしそのようであれば、よろしいということで、委員会でお認めいただければ、記載は可能かと思います。

○高林修委員長 委員会でということではありますが、よろしいですか。

○関イチロー副委員長 その部分について、指摘されたことは確かですけれども、一つの浜松市を指していきましようという話は十分にあったはずですし、それからまた人口バランス云々ということでいえば、今現在の7区においても人口バランスというのは完全に取れているわけではない。

ただ、その中でそこに不利益があったかどうかということ自体は、実際にちゃんと検証をしてみて、それが今後もそうなるのかという部分を考えますと、この中にわざわざ残すこと自体の意味を僕は感じないのですけれども。意見としては以上です。

○松下正行委員 前回の中間報告のときにも資料としては明文化されなかったのですが、この参考資料の6ページですね。「天竜区を単独区とする主な理由」という中で、これは全て単独にする意見しか出ていないわけですね。現実には、うちの会派だけ複合ということはこの委員会でも何回も主張しているわけで、経過説明ということであれば、本当はどこかに明文化していただきたいというのが1つ。

もしそれが無理とすれば、せめてきちっと口頭で説明をしてほしいと。前回の中間報告では、明文化せずに口頭で言っていたという経緯もありますので、要するに単独にするときに、単独の賛成の意見だけで議論したのかと思われてもいけないということと、最終的には単独になったわけですが、この委員会の中では複合の意見もあったよということは、やはり明確にすべきかなというふうに私は感じますので、できれば明文化、もし駄目だったら口頭でもしっかりと説明をしていただければと思います。

○高林修委員長 この件に関して、ほかに御意見ありますか。

○酒井豊実委員 2つですが、1つは、この区再編案の6ページにもありますが、「管理職の削減や、内部事務を集約することによるスケールメリットにより捻出された財源は」ということで、ここで言うスケールメリットという表現が、非常に意味が広く深いものだと思いますけれども、単純には職員削減というのが中心であろうと思っていますけれども、解説が必要なのかと、職員削減イコールなのかという点が1つ。

それから、参考資料の7ページですけれども、区の線引きの主な選定理由の3点目のところの最後の表現ですけれども、3点目ですが、「浜松として都心部を補完する地域である」と。あくまでも都心部が中心なのだと、それを補助する補完という意味が、私としてはかちんとくるところがあって、委員の皆さんの発言の中にあっただのかもしれませんが、改めて活字にするとこれはどうなんだと。それぞれの地域で一生懸命生きているということ、独立しているということを思って、自負を持って頑張っていると思うのですけれども、いかがかと改めて思いましたので意見です。

○高林修委員長 酒井委員、今の酒井委員の御意見に関しては、今まで委員会を何度もやってきて、それぞれの各委員の発言を拾ってここに書いてあるので、それをこちらの任意で削除することもできないと思いますし、この表現は適当だと思っています。

先ほどの議論に戻りますが、松下委員のおっしゃることももっともだと思いますし、太田康隆委員の御発言ももっともだと思っています。

今まで委員会でそういう発言があったということを示した上でのパブリックコメント募集ということですから、それは委員長から申し上げますが、ぜひ松下委員の御発言についても明文化していただきたいと思いますし、太田康隆委員の御発言についても、議事録見てもらえれば分かりますので、明文化していただきたいと思っています。

よろしいでしょうか、副市長。

○山名副市長 はい。

○加茂俊武委員 そうすると、いろいろな意見が出てきて、2区を支持した理由、それから4区とかということにもなってくるのでしょうかけれども、その辺も議論の過程でいろいろな意見がありましたので、載せていく必要があると思います。2区のメリット、4区のメリットも、こういう委員から発言がありましたけれども、結果的には3区とする主な理由、これがやはりベストだということへ行き着い

ていくように、それぞれの意見を入れるのであれば、そこも入れる必要が出てくるのかというところはありますけれども。

○高林修委員長 今の加茂委員の意見に関してはどうでしょう。

○岩田邦康委員 まさに今2区の話を振っていただいたのかと思いますけれども、思いは当然あるわけですが、その中で2区としても、3区になった場合には今度コストが割高だということは課題だということにもなってしまうものですから、それを書き連ねていくと紙がどんどん増えていくだけで、なので、私ははなから3区に集約しましたというところがいいだろうと思っています。あんまり書き連ねる必要はないかと思います。

○関イチロー副委員長 私もその部分は賛成で、正確に記述することと、それから、これは読んでいただく市民の側のお話ですから、その方たちにどうやってうまくお伝えできるのかなというところは、どこかで線を引かないといけないのだろうと思っています。

○酒井豊実委員 私は、加茂委員と同じような意見でありますけれども、やはり参考資料として「特別委員会における協議内容について」という表題テーマで書いてありますので、より賛否、幅広い意見も入れないと、この趣旨に反するのかと。やはり全体反映すべきであろうと思いました。

○岩田邦康委員 だから、そのために過去の議論はこうなっていますよというURLとかも書いてあるわけですよ。ホームページを見てくださいと。なのに、そんな必要がありますかということで先ほど私は言ったのです。

○高林修委員長 この件については、取り上げないということによろしいかと私は思いますので。

〔「課題も」と呼ぶ者あり〕

○高林修委員長 それは取り上げるとさっき言いました。もう一度言います。太田康隆委員の発言と松下委員の発言については取り上げるということで、ぜひ加筆してください。

○関イチロー副委員長 先ほど齋藤委員のおっしゃられたことは、非常に重要なことかと思っていて、心のよりどころとしている区役所というのは、意味は分からないでもないし、尊重しますけれども、岡安本部長がおっしゃられた、区役所でなければできないことは何ですかという、区長に会うことであるとか、区役所で会議が開かれるというようなお話、それが区役所でしかできないことですよ、行政センターは、あと、それ以外は全部できますよということは、どこかで表現をしていただいて、今まで区役所だったのが行政センターになると、口では業務としては変わりませんということを幾ら言っても、いま一つ市民の方に届いていないようなところがあるので、その部分はちょっと笑い話みたいになるかもしれませんが、7ページのところへ入れていただいたほうが、より分かりやすくなるのかと思っています。意見として。

○高林修委員長 今の件はいかがですか。

○区再編推進事業本部長 今回、委員の皆様方から御指摘頂いたことは、こちらでも持ち帰って検討させていただきたいと思います。

○高林修委員長 よろしくお願ひします。

先ほどの齋藤委員の発言の関係で、この中山間地域の件ですけれども、担当副市長の案件もありますので、こここのところは早急に詰めていただきたいです。

先ほどの区の線引きの主な選定理由の齋藤委員がおっしゃった3つ目のところの「北区の引佐町の北部は中山間地域であり」というこの表現ですが、議事録確認しますけれども、自民党の説明の中では、これは三ヶ日というのは入っていたはずなのでですね。

です。で、当局の先ほどの説明で中山間地振興計画の中に入っていないから、その表現は削るということだったと思うのですが、それも含めて、齋藤委員としてこれは協議していただきたいということですね。

○齋藤和志委員 そういうことです。

○高林修委員長 ここにある案の公表期間と意見募集期間が1月17日ということで、次回の委員会が12月14日に予定していますが、当局の印刷の関係もあるでしょうけれども、今の中山間地域に関することについては、早急に詰めていきたいと思いますが、副市長、よろしいですか。

○山名副市長 はい。

○市民部長 中山間地域については、本部長からもお話をさせていただいたとおりでございまして、基本的に我々のほうで中山間地域と表現をしているものは、中山間地域振興計画に基づいてその用語を使っているというのが大前提で資料がつくってあるものですから、中山間地域という振興計画の中で定めているエリアの線引きはやらざるを得ないという話があります。

一方、地域というのはそこで何か分かれているわけではなく、地続きの部分があるので、どうしても類似した地域は、状況として似てくるところがあります。

ただ、そこは一定程度線を引いてお話をせざるを得ないというのが、一つの行政のやり方の建前ということになっているものですから、我々とすると、いろいろな要素があるという御指摘はもっともな部分もあるのですけれども、表現とすると、中山間地域振興計画に基づく中山間地域というものにお話を限っていくということでない、エリアとしては御理解いただけない部分もあります。当然、三ヶ日町の皆さんが我々のところに中山間地域があると認識していらっしゃるかどうかという部分は、振興計画の中には三ヶ日地域は含まれておりませんので、逆に三ヶ日地域に中山間地域があるというふうに表現をする、それを市のメッセージとして出すという、それは逆に間違っているのではないかと御指摘を受けることがあるので、ここはそういう用語として使っていることを明確にお示しし、まずはパブリックコメントを見ていただく必要があると考えます。

また、担当副市長のエリアに関して言うと、それはまたその時点で議論をしていただく必要はあろうかと思いますが、このところでそういった周辺、類似の地域も含めたお話は、むしろ誤解を招くのではないかと危惧されます。

○齋藤和志委員 今の振興計画の話は、市のほうはそういう形で位置づけていますという案ですが、一方で、中山間地域等直接支払制度という制度があって、それにおける中山間地域の指定というところもあるのですよね。そのところと、市が持っている振興計画のところの整合性をどういうふうにするかということも出てくると思うのですよ。

今言った三ヶ日地域というのは、特定の山村地域の、簡単に言うと指定の振興法、それに位置づけられて、中山間地域の直接支払制度がかかっている中山間地域の指定を受けているという理解なのです。そこをどういうふうに捉えるかというのがあるもので、ここは少し今後議論をしたいと思うのですけれども。

○高林修委員長 議論の余地はあると思うのですが、この参考資料は「特別委員会における協議内容について」なのです。先ほど申し上げたように、新3区案を決定する委員会の中で、自民党浜松からは、三ヶ日町が入っているわけですね。だから、市民の皆さんは、中山間地振興計画の中に三ヶ日町が入っていないからって、そこまで考えているわけではないので、あくまでこの選定理由のこの表記の中には、そのときの会議録のとおり三ヶ日町を入れるべきだと思います。

先ほどの担当副市長の件とエリアの話はまた別だと考えればいいと思うし、あくまでこの表記については、委員会の選定理由を述べた文言については、そこは削除してほしいと。それはぜひお願いしたいと思っています。

もう一度申し上げますが、中山間地域振興計画とはちょっと別物とここは判断してもらいたいなど。当局側はそういうルールがあるのでしょうけれども。

○区再編推進事業本部長 先ほど、関副委員長から、区役所に行かないとできないものということで、区長に会う用事だとか会議とかという記載がどこかに必要であると御指摘をいただきました。

パブコメ資料の8ページの下のところ、「地域拠点の業務内容についてのポイント」で、市の考え方ということで3ポツほどお示しをしております。

その1ポツ目に「区長との面談・要望、区役所で開催される会議への出席、区役所の課への物品納入や業務委託などに関する区役所職員との打ち合わせが想定」されるというようなことで、一応お示しをしているところでございます。

○高林修委員長 ということで、副委員長、よろしいですか。

○関イチロー副委員長 分かりました。

○高林修委員長 それでは、これも先ほど申し上げたとおり、持ち帰りになります。

先ほどちょっと申し上げた、案の公表期間及び意見募集期間については、スケジュールも出していますし、広報誌への掲載の都合もありますので、令和4年1月17日月曜日から令和4年2月15日の火曜日までということについては了承をさせていただきたいと思いますが、よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○高林修委員長 それでは、そのように取り扱うことといたします。

(4) 内定案説明及び意見聴取の日程等について

○高林修委員長 それでは、続きまして、協議事項(4)内定案説明及び意見聴取の日程等について、当局から資料の説明をお願いいたします。

○区再編推進事業本部長 資料4をお願いいたします。7区自治会連合会・7区協議会での内定案説明及び意見聴取の日程等についてでございます。

1、日程です。表でお示しをしておりますとおり、来年1月20日から2月2日までの間、この14か所に出向き説明をしていくということでございます。

2、対応者でございます。こちら、中間報告の際の体制と同様、市議会、行財政改革・大都市制度調査特別委員会委員長、または副委員長、そして、当局としては副市長、これは山名副市長または長田副市長、あと事業本部と企画調整部、総務部、市民部で参りたいと考えております。

以上です。

○高林修委員長 当局の説明は終わりました。

説明内容について、質疑のある方は御発言をお願いいたします。

○酒井豊実委員 前回の説明会のときもそうでしたけれども、単位自治会とか地区の自治連とか、あるいは市民等の中の団体等で説明会の要望があれば、ぜひ積極的にこれはやっていただきたいと思いませんけれども、いかがでしょうか。

○高林修委員長 その件につきましては、この委員会でも私、何度も申し上げますが、これで全てではないわけで、単位自治会とかほかの団体から要望があれば必ず出向きますとお約束していますの

で、当局もその件に関して同意をいただいていると認識していますので、そのところはお約束できると思います。

○加茂俊武委員 単位自治会、細江も前回来ていただきました。気持ちよく、お忙しい中、来ていただいたのですが、今回の場合、これでいろいろ自治連の説明会も終わって、次の日程となると、パブリックコメントが終わってから来てもらうみたいな状況も考えられると思うのだけれども、その辺はそれでも意見として取り扱ってくれたりしますか。

○高林修委員長 募集期間が2月15日までですから、とりあえず2月15日以降が非常に合理的ではないかと思いますよ。

○加茂俊武委員 逆に、それはそれとして、パブリックコメント並みと言うとあれだけれども、その意見として……。

○高林修委員長 パブリックコメントについてはもう皆さん見ているわけですから、今、関心の話、市民の皆さんはね。ですから、別に2月2日の後でも構いませんけれども、いろいろな意見が出ていたということであれば、そっちのほうが合理的かと。別にそれほど日程は気にしないでいいと思いますが。

○加茂俊武委員 そう言っていただいて、パブリックコメントが終わったので、その後の意見聴取というのはなかなか厳しいかと思ったただけであって、その後でもよければ本当にありがたいです。

○高林修委員長 ただ、この14か所に行ってからでないといけないなどは思っています。

○区再編推進事業本部長 先ほど来出ているように、パブリックコメントの期間内にルールに基づいて出された意見に関しては、パブリックコメントとして受付をいたします。

したがいまして、パブリックコメントをどう反映させていくのかというような、御意見として承ったのがこの部分、反映しましたとかというような、パブリックコメントを受けての結果の公表があらうかと思いますが、パブリックコメントのルールでは、期間を越えたものに関しては、そちらのほうには盛り込まれないという整理になります。

○加茂俊武委員 とすると、2月15日までにやって、それで皆さんの意見があったらパブリックコメントにその場の意見を反映させていただくとか、いろいろなるということですね。

それで、どうしても日程取れなくて終わった後という、扱的にはこの委員会へこういう意見が出ましたとか、何かそういうのは委員長、どういう扱いに……。

○高林修委員長 各自治会連合会へ行くと、こういう意見がありましたということに関して。

○加茂俊武委員 そう、うん。

○高林修委員長 ちょっと、またそれは考えましょう。

○加茂俊武委員 これは結構微妙な問題だと思うのですが。

○区再編推進事業本部長 まず、資料の1、日程でお示しをしている14か所では、当然、出席者が分かりますし、議事録も取っていく想定でございます。

そういったところ、全ての区自治会連合会、全ての区協議会に行って、同様の説明をして、意見を聴取するというスタイルを取りますので、そちらでの御発言はパブリックコメントとして取り扱うことができます。これはパブリックコメントのルール上の話です。

地区自治会連合会であるとか、個別の単位自治会であるとかというのは、先ほど委員長からもありましたように、求めがあれば行くということですので、その時点で出たお話に関しては、それでイコールパブリックコメントということではなくて、そこでの説明や意見・質疑等々を踏まえて、15日までの間にパブリックコメントとして改めて出していただければ、取り扱うことができますという整理になる

うかと思えます。

○加茂俊武委員 その後のことを言っているのですよ。もし日程が取れなくて15日以降に来てもらった後のその扱いに関しては微妙でしょうという。それはもうパブコメにはならないけれども、取扱いについては……。

○関イチロー副委員長 パブリックコメントの運用の規定がありますよね。それを説明してください。

○区再編推進事業本部長 先ほどと少し重なるかもしれませんが。

○加茂俊武委員 パブコメにしてくれではなくて、その意見の取扱いをこの委員会としてどうするか。

○区再編推進事業本部長 まず、パブリックコメントの取扱いの範囲についての説明をということで副委員長からありましたので、今申し上げたように、パブリックコメントの期間内にパブリックコメントのルールでいただいた意見ということになります。

○高林修委員長 本来はこういう説明会はないものね。

ほかはいいですか。

○稲葉大輔委員 1個確認は、自治連の会合については、前回同様の傍聴とか、そういった手続というのとはされるのでしょうか。

○区再編推進事業本部長 中間報告と同様の形を考えております。

あとは、中間報告の際は、ちょうど準備時点の段階でコロナの関係でいろいろありましたけれども、そこは状況に合わせて柔軟に対応していく必要があると考えております。

○稲葉大輔委員 今のパブコメの話ですけれども、今回十分なキャッチボールという意味では、パブコメとこの説明会だけでなく、我々委員はじめ市議会の議員が各地域の声をたくさん拾ってくるというのは非常に大事だと思っていて、パブコメとしては2月15日で当然終わるわけですけれども、その後、正式な市が回答をつくっていく2か月ぐらいの間に、できるだけ早くこの委員会で一度意見の集約なり、最終的な意見を出すというような機会を2月15日以降、早々につくっていただけるのがよいかなと思いますので、意見だけで結構です。

○高林修委員長 意見というか、そうやっていかなくはないけないことなので、必ずやっていきたいと思えます。

一応、新3区案で内定しましたけれども、引き続き委員の皆様には相当ハードなスケジュールをまたお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

○関イチロー副委員長 今まで、7区の自治会連合会とか区協議会に説明をしていましたけれども、今、日程が示されましたけれども、このときの説明資料というのを、これはその都度の説明会のときに委員会に諮っていただきましたけれども、その辺のところはどうでしょうか。

○区再編推進事業本部長 先ほど来出ていますように、この14か所に関しては、いただいた意見をパブコメとして整理していくことを考えております。当日の説明資料につきましては、先ほど資料3でお示しをしたパブコメの素案、そちらをそのまま活用したいと考えております。

パブコメと、別冊で参考資料という2本立ての資料を資料3でお示しをしておりますけれども、説明の際は、まず参考資料で今までの経緯とか3区案に至った理由というようなところが記載されておりますので、内定案の決定ということはこの特別委員会で結論づけていただいたことでもございますので、そちらの資料を用いて委員長からしていただければと考えております。

当局からは、その後、再編案を用いて説明をしていくということを当日の段取りとしては考えているところでございます。

○関イチロー副委員長 パブコメの期間の中にこの14回の説明会を入れていただいたこと、御配慮感謝しますが、あと、そうすると、次回の委員会までの間に、これをパブコメの資料として適切なのかということ以外に、説明会の資料としてもどうなのだろうという、また意見を持ち寄ればいいのかということによろしいでしょうか。

○高林修委員長 私はそれでいいと思いますが。

○区再編推進事業本部長 はい、そのような認識で結構でございます。

○高林修委員長 副委員長、よろしいですか。

○関イチロー副委員長 はい、結構です。

○高林修委員長 それでは、一応確認ですが、この参考資料、浜松市区再編（案）参考資料、特別委員会の協議内容については、私が説明会において発言するということで了解いたしましたので、よろしくをお願いします。

それでは、内定案説明及び意見聴取の日程等につきましては了承することといたします。

本日までの協議内容に関しましては、9月24日の委員会で決めた協議目標に基づき委員会を開催してまいりました。しかし、一部の案件に対しては、まだ協議が整っておりません。継続協議が必要となっております。

そこで、次回の委員会は、大変恐縮ですが、1週間後の12月14日火曜日午後2時から予定をしたいと思います。いかがでしょうか。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○高林修委員長 次回委員会の協議の内容ですが、本日の協議で各会派へ持ち帰り検討となっており、区政担当副市長の配置とパブリックコメント（素案）の件について、引き続き協議を図ってまいります。

先ほど少し申し上げましたが、パブコメの期間はもう決まりましたので、パブリックコメント（素案）の件については、14日で何とかまとめていきたいと思っていますので、各委員の皆さんよろしくお願いします。

以上で、行財政改革・大都市制度調査特別委員会を散会いたします。

15 : 33